

平成20年第3回
鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会
会議録

開会：平成20年11月28日

閉会：同 日

もくじ

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 説明のため出席した者の職氏名	1
○ 職務のため出席した者の職氏名	1
○ 開会	2
○ 日程第1 諸般の報告	2
○ 日程第2 議席の指定	2
○ 日程第3 会議録署名議員の指名	2
○ 日程第4 会期の決定	3
○ 日程第5 報告第1号・日程第6 議案第12号～議案第14号	4
○ 日程第7 議員提出議案第3号	9
○ 日程第8 閉会中の継続調査申し出	9
○ 閉会	10
○ 署名	11

平成20年11月28日（金） 午後2時5分 開議

○ 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 議席の指定
日程第3 会議録署名議員の指名
日程第4 会期の決定
日程第5 報告第1号「専決処分の報告について」【報告・質疑】
日程第6 議案第12号「平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第14号「平成20年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」まで【提案理由説明・質疑・討論・採決】
日程第7 議員提出議案第3号「鳥取県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」【質疑・討論・採決】
日程第8 閉会中の継続調査申し出

○ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ。

○ 出席議員（22名）

1 番	上杉 栄一 君	2 番	上紙 光春 君	3 番	谷口 秀夫 君
4 番	中村 昌哲 君	5 番	中田 利幸 君	6 番	段塚 廣文 君
7 番	南條 可代子 君	8 番	廣谷 直樹 君	9 番	谷川 輝久 君
10 番	西川 憲雄 君	11 番	松田 秋夫 君	12 番	牧田 武文 君
13 番	松本 繁 君	14 番	福本 宗敏 君	15 番	阪本 和俊 君
16 番	橋井 満義 君	17 番	鹿島 功 君	18 番	細田 元教 君
19 番	西郷 一義 君	20 番	福原 實 君	21 番	佐々木 秀明 君
22 番	池田 成弘 君				

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 竹内 功 事務局長 西山 秀雄 業務課長 宮脇 収

○ 職務のため出席した者の職氏名

書記長 田中 弘之 書記 香川 佐織 書記 三谷 浩仁

午後 2 時 5 分 開会

開 会

【上杉栄一 議長】

ただいまから、平成 20 年第 3 回鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

現在の出席議員は 22 人で、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

【上杉栄一 議長】

日程第 1 諸般の報告を行います。

まず、議員の異動について報告します。

米子市議会選出の吉岡知己議員、松井義夫議員から辞職願が提出され、地方自治法第 126 条ただし書きの規定に基づき、平成 20 年 8 月 19 日付で辞職を許可しました。

欠員に伴う米子市議会選出議員は、平成 20 年 9 月 3 日に選挙が行われ、中村昌哲議員、中田利幸議員が選出されました。

また、南部町議会選出の森岡幹雄議員が南部町議会議員の任期満了に伴い、広域連合議会議員の任期も、平成 20 年 10 月 23 日付で満了となりました。

欠員に伴う南部町議会選出議員は、平成 20 年 11 月 4 日に選挙が行われ、細田元教議員が選出されました。

なお、吉岡知己議員の辞職に伴い、議会運営委員が欠員となりましたが、平成 20 年 10 月 15 日付で、委員会条例第 4 条ただし書きの規定に基づき、中村昌哲議員を委員に指名し、平成 20 年 11 月 10 日に議会運営委員会を開催し、同議員が委員長に選出されましたので、併せてご報告します。

次に、監査委員から報告のありました例月出納検査の結果報告書については、お手元に配付のとおりであります。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議席の指定

【上杉栄一 議長】

日程第 2、議席の指定を議題とします。

今回新しく選出された議員の議席については、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、米子市議会選出の中村昌哲議員を 4 番に、中田利幸議員を 5 番に、南部町議会選出の細田元教議員を 18 番にそれぞれ指定します。

日程第 3 会議録署名議員の指名

【上杉栄一 議長】

日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会中の会議録署名議員は、6番、段塚廣文議員、19番、西郷一義議員を指名します。

日程第4 会期の決定

【上杉栄一 議長】

日程第4、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第5 報告第1号・日程第6 議案第12号～議案第14号

【上杉栄一 議長】

日程第5、報告第1号「専決処分の報告について」及び日程第6、議案第12号「平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第14号「平成20年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」まで以上3案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

竹内広域連合長。

(竹内広域連合長 登壇)

【竹内功 広域連合長】

議案等の説明に先立ち、皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成20年第3回鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、各市町村におかれましても、後期高齢者医療制度の運営等についてご尽力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

この後期高齢者医療制度は今年度から始まったわけですが、みなさまもご存知のとおり、周知不足、制度の複雑さ、年金からの保険料天引きなど、さまざまな問題により、住民のみなさまから大きな批判と不安の声をいただきながら、現在にいたっているところでございます。

政府においては、麻生総理大臣が「1年を目途に見直しを検討する。」ということを表示しているところでもあり、今後も非常に不安定な状況が続くことが考えられます。

そのような状況ではありますが、本広域連合においては、今後の見直しを含め事業内容

を十分に精査し、この制度が住民のみなさまにご満足いただけるよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

それではまず、報告第1号についてご説明を申し上げます。

これは、広域連合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、今年2月に議決いただいた議会の権限に属する事項で広域連合長の専決事項の指定に基づき、平成20年8月29日付で専決処分をしたものでございます。

内容としましては、地方自治法の改正に伴い、議員の報酬の支給方法等に関する規定について、報酬の名称を議員報酬と改め、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等の規定から分離したものでございます。

次に今回提案しました各議案についてご説明させていただきます。

まず議案第12号、平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定に基づき、平成19年度一般会計歳入歳出の決算について、監査委員の意見を付して、本議会の認定を求めるものです。

この決算については、去る9月22日に監査委員の審査を受けています。

平成19年度につきましては、平成20年4月1日からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けての準備の年でありました。電算処理システムや条例等の整備などの様々な諸準備、さらには被保険者となる方々をはじめ県民の皆様への周知など、関係市町村と連携をはかりながら取り組んでまいりました。

決算の内容についてですが、平成19年度一般会計歳入歳出決算は、歳入歳出予算現額4億6,440万円に対して、収入済額4億6,248万3,742円、支出済額4億2,204万9,689円で、歳入歳出差引残高は、4,043万4,053円でございます。

歳入の主な点について、一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご説明申し上げます。

第11款の分担金及び負担金でございますが、収入済額は、1億7,533万5,000円でございます。これは、各市町村からの共通経費分賦金でございます。

次に第13款の国庫支出金で、収入済額は、2億8,672万9,789円でございます。これは、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金2億7,291万789円で、保険料軽減に係る財源補填及び負担軽減の周知のための広報経費として基金積立用に交付されたものと、また、老人医療費適正化推進費補助金1,381万9,000円については、広域連合電算処理システム構築に係る補助金でございます。

次に第18款の繰越金でございますが、これは前年度繰越金で23万7,114円でございます。

次に第19款の諸収入でございますが、18万1,839円で、これは、預金利息及び広域連合設立準備委員会歳計剰余金等でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

まず、第1款の議会費についてでございますが、予算現額133万1,000円に対して、支出済額65万8,063円となっており、67万2,937円の不用額でございます。

次に第2款の総務費、第1項の総務管理費は、予算現額1億735万2,000円に対して支出済額1億380万4,862円で、354万7,138円の不用額でございます。

不用額の主なものとしては、広域連合事務局の職員の人件費相当分を、派遣元に人件費負担金として支払っておりますが、実績により負担金が減になったものであります。また、事務所の電気代として湯梨浜町に負担金を支払っておりますが、実績によって減額となったものでございます。

第4項の選挙費でございますが、予算現額4万7,000円に対して支出済額3万7,227円で、9,773円の不用額でございます。

第6項、監査委員費については、予算現額20万6,000円に対して支出済額14万7,431円で、5万8,569円の不用額でございます。

次に第3款の民生費についてでございますが、予算現額3億5,146万4,000円に対して、支出済額3億1,740万2,106円で、3,406万1,894円の不用額でございます。

不用額の内訳でございますが、主なものとしては、広域連合電算システムにおいて、帳票カスタマイズの単価減及び標準システムの遅延による未執行によるもの、需用費の印刷製本費で、封筒、保険証、パンフレット等の印刷代に入札差金が生じたものでございます。

次に第14款の予備費でございますが、400万円の不用額でございます。

以上、歳出合計が、予算現額4億6,440万円に対して支出済額4億2,204万9,689円で、4,235万311円の不用額でございます。

次に実質収支に関する調書でございますが、翌年度へ繰り越すべき財源の金額はありません。実質収支につきましては、歳入歳出差引額と同額の4,043万4,000円となります。

次に財産に関する調書でございます。

公有財産については、ございません。

物品については、備品として、電子計算機、財務会計基本システム汎用ソフト、軽自動車があります。

債権はございません。

基金でございますが、後期高齢者医療制度臨時特例基金で、金額は2億7,291万789円となっております。これは20年度の保険料軽減に係る財源補填等とするため、国からの交付金を積み立てたものでございます。

以上、平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について、概要を説明させていただきました。今後とも効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に議案第13号、平成20年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

これは歳入歳出それぞれ936万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,018万円とするものであります。

歳入について、第11款、分担金及び負担金について、前年度繰越金の一部で本年度の広域連合共通経費市町村分賦金を調整し、市町村負担金3,111万7千円の減額を行うものです。

第18款、繰越金については、前年度からの繰越金4,043万3千円の増額でございます。

第19款、諸収入については、広域連合預金利息の見込額4万9千円の増額ございま

す。

歳出については、第13款、諸支出金について、国庫補助金返納金936万5千円を計上するものです。これは、平成19年度老人医療適正化推進事業で広域連合電算処理システムの修正を予定していましたが、電算標準システムの開発遅延によって不執行となったもので、実績によって、国庫補助金を精算するものです。

次に議案第14号、平成20年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

これは、歳入歳出それぞれ9万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ619億8,910万4千円とするものです。

歳入についてでございますが、第6款、財産収入について、後期高齢者医療制度臨時特例基金の利息9万8千円を増額しています。

歳出についてでございますが、第1款、総務費について、第1項、総務管理費のうち一般管理費の役務費・通信運搬費を実績により600万円減額し、標準システム管理費の委託料を600万円増額するものです。この委託料は、高額療養費に係る地方単独事業負担分を調整する機能を標準システムに追加するものでございます。

第7款、基金積立金については、後期高齢者医療制度臨時特例基金で生ずる利子を積み立てるものでございます。

以上、慎重にご審議のうえ、ご議決等いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(竹内広域連合長 降壇)

【上杉栄一 議長】

以上で提案説明を終わります。

この際、平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、代表監査委員の決算審査意見を求めます。

山名代表監査委員

(山名代表監査委員 登壇)

【山名哲彌 代表監査委員】

平成19年度の決算審査意見書について、ご報告申し上げます。資料のはぐっていただきました最初のページから申し上げます。

19年度決算審査意見書、10月14日付で監査を実施いたしました私、山名と段塚監査委員、連名で連合長あてに提出したものでございます。

内容を申し上げます。

第1、審査の概要。審査の対象は、一般会計歳入歳出決算でございます。2、審査の期間。平成20年9月22日。3、審査の手続。一般的な監査手続に従って実施しております。

はぐっていただきまして、第2、審査の結果でございます。審査に付された一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他諸書類と照合した結果、誤

りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、概ね適正に行われているものと認められました。

第3、審査の内容概略でございますが、要点だけ申し上げます。第1、決算の総括でございます。予算規模は、一般会計のみでございますので、歳入規模で、4億6,248万4千円でございます。今年度の特徴であります、財政支援措置として、年度末に国からの特例交付金2億7,291万円がはいっておりますので、この分だけ財政規模が膨らんでおるといのが特徴でございます。あと、決算収支の状況、予算の執行状況、財政の構造、省略いたします。(5)で記しておりますが、債務負担行為でございますが、当年度債務負担行為限度額4億517万1千円を設定しておいでになりますが、このうち、期末の残が3億8,238万円、電算システム等のリース料でございます。はぐっていただきまして個別に記しております。一般会計歳入歳出、ただいまの連合長の説明どおりでございますので省略します。歳入歳出外現金、これも期末残0でございます。財産の状況、ご報告のとおりでございます。内容は適正でありました。

以上が一般会計の審査でございます。

次に基金の運用状況の審査をしております。

最後から2枚目の紙でございますが、平成19年度基金の運用状況審査意見書でございます。10月14日付、連合長あての提出文書であります。内容を申し上げます。

第1、審査の概要、審査の対象、平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合基金の運用状況、審査は9月22日に実施いたしました。審査の手続は一般的に行われます手続を用いました。

はぐっていただいて、第2、審査の結果でございます。審査に付された平成19年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果誤りのないものとみとめられ、また、基金の運用状況は妥当であると認められました。

審査の結果について付け加えますが、以下でございます。19年度基金の運用実績、期末に設定されました基金残高が2億7,291万1千円、3月31日の交付でございましたので、決算時には普通預金で運用されておりましたが、下段に書いておりますように、4月1日に銀行の定期預金として需要期にあわせた満期を設定されまして、適正に運用されておることを認めました。

以上、決算関連の審査報告について、報告を終わります。

(山名代表監査委員 降壇)

休 憩

【上杉栄一 議長】

しばらく、休憩します。(午後2時28分 休憩)

再 開

【上杉栄一 議長】

ただいまから、会議を再開します。(午後3時39分 再開)

【上杉栄一 議長】

報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。
これより質疑にはいりません。
質疑はありませんか。

(「なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

質疑なしと認めます。
議案第12号「平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第14号「平成20年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」まで以上3案を一括して議題とします。
これより質疑にはいりません。
質疑はありませんか。

(「なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

質疑なしと認めます。
おはかりします。3案については、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。したがってそのように決定されました。
これより討論にはいりません。討論はありませんか。

(「なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

討論なしと認めます。
これより議案第12号「平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第14号「平成20年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」まで以上3案を一括して採決します。
おはかりします。
3案について、認定及び原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。したがってそのように決定されました。

日程第7 議員提出議案第3号

【上杉栄一 議長】

日程第7 議員提出議案第3号、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

おはかりします。本案については、提出者の説明、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。したがってそのように決定されました。
これよし質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

質疑なしと認めます。
これより討論にはいります。討論はありませんか。

(「なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

討論なしと認めます。
これより、議員提出議案第3号、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてを採決します。

おはかりします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続調査申し出

【上杉栄一 議長】

日程第8、閉会中の継続調査申し出書についてを議題とします。
お手元に配付のとおり、議会運営委員長から議会閉会中の継続調査申し出がありました。

おはかりします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

【上杉栄一 議長】

以上で本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これで平成20年第3回鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。(午後3時45分 閉会)

会議の結果を記載してその相違ないことを証明するためここに署名する。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議長 上杉 栄一

署名議員 段塚 廣文

署名議員 西郷 一義